

多機関間共同アセスメントから支援計画推進への課題

— 15年目を迎える要保護児童対策地域協議会の 情報共有の強化に込めて —

Issues of promotion of support planning from multi-agency assessment for the
Prevention of Child abuse and neglect

— Responding to the strengthen for information sharing among of
Regional Council for Children in Need of Protection to 15years —

加藤 曜子*

Yoko Kato

2004年に法定化した児童虐待防止のための要保護児童対策地域協議会の発足時から現在に至る経過を、主に連携、情報共有について検討する。特に、2016年の児童福祉改正や、2018年の緊急総合支援策対応案では要保護児童対策地域協議会強化において機関間の情報共有が挙がっている。情報共有の目的は、共同でのアセスメントや支援方針の共有であるが、それに向けての明確な対策が打ち出されていない点について課題を提出した。

キーワード：要保護児童対策地域協議会、児童相談所、アセスメント・プランニング、情報共有

はじめに

2004年の児童福祉法改正では市町村による妊産婦や子ども家庭に対する相談活動が明文化され、同時に、虐待予防のための支援ネットワークとして機関が連携協議する要保護児童対策地域協議会が法定化された。2016年の児童福祉法改正では、市町村の役割に「家族を支援すること」が加わった。2018年、児童相談所改革を中心に、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が提出されている。本稿では、15年目を迎える要保護児童対策地域協議会活動の意義を確認しつつ、要保護児童対策地域協議会の強化の意味について、再度検討をする。本文では、1. 2004年要保護児童対策地域協議会制定時の利点と課題、2. 2004年～2016年法改正までの要保護児童対策地域協議会—機関連携と情報の共有化と課題、3. 2016年児童福祉法改正以後の要保護児童対策地域協議会—情報の共有化の強化の課題、について論じる。

I. 2004 年要保護児童対策地域協議会発足時の利点と課題

1. きっかけとなった事件

2004 年児童福祉法・児童虐待防止法が改正されることになった。そのきっかけになったといわれるのが岸和田事件である。児童福祉法改正の前年の 2003 年ことである。虐待被害児が中学生で年齢が高いことも世間の注目を集めることになった。

父母の離婚後、本児童は弟と共に父方祖父母に養育されたが、ピアノの発表会に出るなどのゆとりある暮らしをしていた。2001 年に本児童は中学 1 年で、実父に引き取られた。実父、継母、その連れ子と本児の 4 人暮らしとなる。2002 年には本児童の弟も引き取られるが、このころから両親からの虐待が始まったとされる。5 か月後の 9 月には 2 週間本児童が学校を休み、10 月から来なくなった。担任は家庭訪問するも会えなかった。11 月に祖父母宅に本児童と弟は逃げるが連れ戻された。また同時期には、弟の非行問題で児童相談所が関わっていた。当時学校では不登校児も多く、本児童の話題はなかったという。2003 年 6 月弟が再び家出をし、実母に引き取られることになる。本児童はそのまま実父らとの 4 人暮らしが継続する。本児童は同年 9 月ごろから自力で食事がとれない状況に陥り、同年 11 月に発覚した時には、こん睡状態にあった。中学生であれ、暴力で脅迫されていくと、心理的に縛られ、ストックホルム症候群で逃げられない状況に追い込まれると解説された¹⁾。

密室で発生する虐待事例が不登校を理由に発見が遅れたことから、機関連携の強化や、虐待防止の啓発、通告の強化が課題として提出されることになった。

2. 2004 年発足時の要保護児童対策地域協議会の利点

情報共有や機関連携を促進するため、2004 年に要保護児童対策地域協議会が法定化された利点は、1) 協議会内では情報共有が保障される。個人情報が必要保護児童対策地域協議会では共有できるが、外部に漏らすと罰せられる(守秘義務の取り決め)。2) 要保護児童対策地域協議会の要となる調整機関が設置される。情報が一点に集まるよう、ケース管理を行い、管内機関調整把握を担える。3) 基本的な構造整備として、A. 地域で守るという関係者の意識の向上を図る(代表者会議) B. 市町村全体に登録されている虐待事案への支援の進捗状況を把握する。研修も検討する。(実務者会議) C. 直接個別支援をする関係者同士が集まり、情報共有し、見立て(アセスメント) 支援方針を決定し協働することで、再発防止、予防に向けた対策を練る(個別ケース検討会議) からなるとした点である。

要保護児童対策地域協議会の前身である虐待防止ネットワークは、1990 年台に各地で立ち上がり、地域ぐるみの虐待予防的な活動として実績を積んでいた(例えば、三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク 1997、沼津児童虐待防止会議 2000、被虐待児をめぐる関係機関会議・要保護児童処遇会議(門真市) 1990、泉大津市児童虐待防止ネットワーク 1999、佐川子どもと歩む会 1997 な

どの報告)²⁾。

児童虐待防止ネットワーク時代の活動状況をみると、個人情報保護の壁があり情報共有することが困難であったため、要保護児童対策地域協議会の心臓部ともいえる個別ケース検討会議が積極的な形で進められていなかった。要保護児童対策地域協議会が法定化されることにより、一相談機関のソーシャルワーク活動から、多機関連携をもって情報共有し支援体制を作り、関係する機関が役割分担し責任のある活動が可能となった。

Ⅱ. 2004年～2016年までの要保護児童対策地域協議会活動—機関連携と情報の共有化と課題

1. 多職種多機関間連携

児童虐待防止法（2000年）において、子どもの虐待死亡事例等の検証が法定化された。これにより、検証を通じて、児童虐待問題は、児童相談所や市町村の相談担当者のみならず、保健、保育、教育、医療、司法など子どもに関係する機関との連携や機関の役割分担にも着目されることになっていく。

死亡事例検証報告の結果分析により、虐待対応の重要性や地域連携の必要性などと共に保護体制の在り方やリスク把握の必要性が提起されている³⁾。2009年には、検証事例の4割を0歳児が占めることがわかり、虐待発生予防の具体策として、「こんにちは赤ちゃん事業」や「養育支援訪問事業」、及び予防的な取り組みが制度化された⁴⁾。また、特定妊婦や要支援児童は要保護児童対策地域協議会の支援のための進行管理ケースに登録されることになった。

死亡検討事例の背景要因調査では、健康診断未受診や未就園児童の実態把握、要保護児童対策地域協議会の正規・非正規職員配置の職員把握を分析し報告書を作成した県もある。それらの調査項目は、市町村での母子保健や要保護児童対策地域協議会の取り組みを向上させるための県のアクションプランの指標の一部に採用された⁵⁾。

教育については、不登校児、非行児についても児童虐待との関係性が高く、要保護児童対策地域協議会事例を通じて理解が深まり、子どもからの「SOS」にいかに関付けるかという点にもつながっている。発達障害や愛着障害問題についても早期に気付くことで早期療育、親のしんどさを早期に理解する重要性が強調されてきている⁶⁾。

要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに歯科医師会、産婦人科医師会等が加わるなど、医療機関からの理解も得ることができるようになってきている⁷⁾。

なお、要保護児童対策地域協議会の対象となる、地域で親と暮らす「要保護児童」は、分離保護が必要な状況を指すのではなく、在宅にあって虐待再発を予防するために命名されていること、また「要支援児童」については、保護者への養育支援を行うことで発生を予防することなど、現場における解釈や理解の仕方を深めつつあるが、十分に周知されていない。

2. 2004年から2016年までの要保護児童対策地域協議会の利点からみる情報の共有化と連携

2007年発出のスタートアップマニュアルには表1であげられる項目(1)から(7)の利点が挙がっている。調整機関からみた要保護児童対策地域協議会の活動状況について著者らが実施した調査項目にあてはめて検討をしたい。著者らの調査においては、下の表1に示す項目(4)、(5)は明確に区別しておらず、両方が合わさった形であった。また項目(7)については、ストレスが軽減されるという文言で調査を実施している⁸⁾。

表1. 要保護児童対策地域協議会の利点の達成度比較

調査年度	2007年	2012年	
全国市区町村 要保護児童対策地域協議会設置率	65.3%	98%	
要保護児童対策地域協議会の利点			
(1) 虐待の理解が高まる。	78.9	65.5	↘
(2) 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。	22.8	47.2	↑
(3) 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。	90.1	78.5	↘
(4) 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。	53.6	68	↑
(5) 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。			
(6) 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。	30.6	20.8	↘
(7) 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。	28.6	5.2	↘

(著者作成)

2012年調査の回答は、「思う、やや思う、やや思わない、思わない」と4尺度でとった。2007年には「思う、思わない」の2尺度のため、4尺度に比べると、2007年の回答の割合の意味は異なる。(思う、思わないでは確率50%、思う、やや思う、やや思わない、思わないであれば、確率25%で「思う」が回答されると仮定できる)。つまり、2014年の「思う」は、2007年の「思う」の回答率に比べると、低い率で回答されることになる。にもかかわらず2012年の「思う」の率が2007年の「思う」の率を上回れば、それは高まったといえる。

2012年で2007年の割合を上回ったのは、項目(2)、(4)であった。項目(2)の迅速な支援の開始は47.2%と項目(4)の情報の共有を通じて役割分担についての共通理解ができるが68%と割合があがっている。項目(7)については、反転回答のため、「分かち合えていない」と思っている割合が94.8%と調整機関が負担感を抱いていることが予測された。

項目(3)～(6)の情報の共有と役割分担の項目について図1では会議別に整理をした。

機関連携・情報共有・協働	個別ケース検討会議	実務者会議	代表者会議
(3)それぞれの機関連携ができる ↓ 【情報共有】	直接ケース対応 複数機関対応 ↓	進行管理会議 研修など ↓	参加機関間の活動状況の共有 ↓
(4)関係機関が自分の役割に気付く ↓ 【アセスメント・支援計画】	合同でアセスメント ↓	進行管理会議でのみなおし(新規・継続ケースアセスメントも含む) ↓	参加機関間の活動計画提示の共有 ↓
(5)責任を持つ ↓ 【役割分担実行】	支援方針へ ↓ 各自の役割分担 ↓	個別ケース検討会議の提言 ↓	参加機関の役割の確認 ↓
(6)よりよい支援へ【見直し評価】	支援及び見直し	支援改善状況把握	地域全体の支援評価

図 1. 要保護児童対策地域協議会活動における支援プロセス（著者作成）

図1で示すように「情報共有、アセスメント・支援計画、役割分担実行、見直し評価」のプロセスは要保護児童対策地域協議会の各会議でも成立する。基本は実際にケースを直接担当する機関が集まって合同で協議をする個別ケース検討会議である。実務者会議については、市町村全体で登録されているケースについて合同で全体の状況を把握し、必要な事例については合同でアセスメントする姿勢をもちつつ、見直し評価を行う。代表者会議については、それぞれが地域の役割理解をするために機関同士が集まり、自分たちの役割を説明しつつ、他の機関理解を深める。直接事例を担当することがなくても、予防や啓発などに役立つ機関から実際に子どもを保護する施設までが一堂に会するため、社会資源として自分たちの役割を評価することになる。

ここで表1をみると、項目(6)のよりよい支援については、20.8%と他の項目に比べると低い。項目(5)の責任をもって体制づくりができていないという項目はアンケートでは入っていないが、(6)の評価を加味しても、一連の機関連携や協働プロセスが十分に実行されているとは言い難い状況にあることが推測された。

Ⅲ. 2016年児童福祉法改正以後の要保護児童対策地域協議会—情報共有の強化と課題

2016年度児童福祉法改正後、教育、医療機関の情報提供についての規定が設けられることになった⁹⁾(雇児総発1216第2号雇児母発1216第2号平成28年12月16日)。2017年8月には、都道府県社会的養護推進計画策定が期限つきで提出されている¹⁰⁾。2018年5歳児女児虐待死亡事例が社会的な反響を呼び¹¹⁾、緊急総合支援施策として児童相談所及び市町村への強化が示され2019年3月に策定を予定している¹²⁾。市町村については、要保護児童対策地域協議会等における

情報共有の強化、関係機関間の情報の共有の強化があがっている。要保護児童対策地域協議会に求められる「情報共有の強化」について検討をする。

1. 要保護児童対策地域協議会強化としての情報共有強化とは何かについての明確化

緊急総合支援策においては、市町村には、「在宅支援サービスの充実、研修の充実、関係機関間の連携強化、要保護児童対策地域協議会の情報共有の推進、情報共有強化のための ICT 利用など」が盛り込まれているが、「情報共有の強化」の意味を正確に把握する必要がある。

相談にかかわる機関が「情報を共有する」意味は「支援に向けられたものや子どもの安全確保のため」に使わなければ意味をなさない。つまり情報の収集・共有のみが一人歩きするのではなく、その情報から、見立て（アセスメント）、支援に向けたプロセスの一連の流れに位置づけられなければ、機能しないものであるとまず明確にしておく必要がある。さらに、情報からの一連のケースの流れを常時把握でき、ケースマネジメントが的確に行える調整機関担当者の力量にもかかってくるともいえる。

2. 児童相談所と市町村の在宅事例についての情報共有からアセスメント・支援方針を決定していくための共通アセスメント・プランニングツール利用の明確化

2016年の児童相談所から市町村への事案送致に関連し、児童相談所と市町村の対応の漏れや虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じているという課題が提起された¹³⁾。虐待事案であれば、それは要保護児童対策地域協議会に登録される事例でもあり、実際には、その議論の多くは、調整担当者（相談者でもある）と児童相談所間でのやり取りということにもなる。児童相談所と市町村の齟齬を防止するための共通語として、リスクに焦点をあて、子どもの安全や緊急対応も含めて、両者が共有しておく共通語として共通リスクアセスメントシートを厚生労働省が発出した。以下で説明されている¹⁴⁾。（下線は著者）

<児童虐待相談対応件数が年々増加する中で、虐待の内容や程度に応じた効果的な児童相談所による相談援助活動又は市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）における子ども家庭支援（以下「援助又は支援」という。）を実施するためには、児童相談所及び市町村をはじめ、子どもに関係する機関が適切な役割分担を図り、次の点に留意の上、協働・連携した取組を進めていくことが必要となる。

- (1) 児童相談所と市町村が相互の役割や機能を理解した上で、すき間なく援助又は支援を行う。
- (2) 子どもの置かれている状況や背景を的確に把握し、児童相談所と市町村のどちらが中心となって援助又は支援に取り組むことが適切かを判断する。
- (3) 円滑な情報共有を図るとともに、役割分担においても、児童相談所と市町村が相互の理解、納得を深め、共通認識の上でケース対応に取り組む。これらの目的を達成するため、児童虐待に

係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールを作成し活用を図るものである。>

上記の(3)の文に著者なりに補足すると、「情報共有により児童相談所と市町村が相互に理解を深め、合同でアセスメント（見立て）を行ない課題を共有したうえで役割分担し支援につなげるなどケース対応に取り組む。」となる。

厚生労働省が共通認識のツールとして共通リスクアセスメントシートを発出した際、2017年3月に通知では、リスクのみならず、ニーズやストレングスの概念も入れたアセスメントシートが必要であるとされた。通知文によると子どもの安全にかかわる危機の有無を確認するという視点でアセスメントを行うべきであり、こうした危機の発生を未然に抑止するためには、どのような支援が必要であるかについて、子どもの安心・安全を確認した上で、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う保護者の困り感の確認に焦点を当てたニーズアセスメントが重要となる。このため、アセスメントの精度をより一層高めるためには、虐待リスク情報の把握と評価だけでなく、子どもや保護者のニーズ、意欲及び能力等も含めた評価を行う必要があるため、ニーズアセスメントの視点を盛り込んだ共通のツールについて、第二段階として平成29年度以降、検討を予定している>とある。

著者らは、それを受け、厚生労働省の平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、児童相談所と市区町村に向けた共通アセスメントツールの実態把握調査を行い、新たに在宅支援共通アセスメント・プランニングシート案を平成30年に提出した。在宅支援ケースにおいて緊急性のない場合のリスクとニーズを把握し、支援プランを児童相談所と市町村及び関係機関が合同で立てるために利用されるツールとして提案した¹⁵⁾。

子どもや家庭にかかわる機関が情報共有からアセスメント・支援計画を合同で検討をしていくが、その場合、共通する枠組みとして在宅支援共通アセスメント・プランニングシートが利用できる。児童相談所から市区町村へ送致される場合においても、要保護児童対策地域協議会事例であれば、実務者会議（進行管理会議）や個別ケース検討会議にて合同で検討を重ね、どこが主たる担当機関（ケースマネジメントを中心に行う機関）か、主たる援助機関かを協議する。支援方針は、関係する機関が一同に会し（合同して）アセスメントプロセスを通して検討される。

情報共有を強化するというのであれば、情報共有から支援にむけての一連のプロセスにおいて、モデルとして提出した在宅支援共通アセスメント・プランニングシートが今後どのように利用されるものなのかを検証していく必要がある。

残念ながら、2018年の児童虐待対応の緊急総合支援策の検討においては、保護のためのリスクアセスメントが優先されており、支援のためのアセスメントツールについては触れられていない。リスクを見逃さないことはもとより、本来はリスクのみならず、見通しをもった支援の在り方も検討したうえでの議論や対策にも取り組む必要がある。

3. 転居、移管事例対応での情報共有の在り方強化のための方策

今回の緊急総合支援対策でも触れられている移管のあり方について述べる。

対策の背景には、死亡事例から指摘された問題提起があった。一時保護を2度も実施しながら、なおも子どもが家に帰りたくないと訴えたにもかかわらず帰宅させていることや、他地域に転居する際、支援最終事例として転居先の児童相談所に知らせていたことなどである。5歳の女兒の「ゆるしてください」と親にあてて書いた文面から子どもの置かれた環境がいかに過酷なものであったか読み取れるものの、残念ながらその悲痛な訴えが届かなかったことから、特にリスクについてどのように把握しておく必要があったのか、転居先にどのように通知すべきであったかという点が争点となっているようである¹⁶⁾

基本点として、虐待事例に関わる場合には、関係機関がどのように情報共有をし、見立て（アセスメント）、支援方針を立てていくのかという点がある。転居事例は、児童相談所間のみならず、児童相談所と市町村間、市町村間ですでに関わっている機関から、移転先が継続して関わるためにどう伝えていくのが重要である。緊急総合支援対策においては、児童相談所間の移管のあり方として、必ず協議することと位置付けている。前住所地と現住所地の担当者が集まり、ケースの情報共有をアセスメントするのが第一であるが、在宅事例であれば、在宅支援共通アセスメント・プランニングシートを補助としてあらかじめ送付しておき、その後協議をするための共通の道具として利用することも考えられる。今後、要保護児童対策地域協議会で多機関の連携・協働に活用することにより、児童相談所間、市町村と児童相談所、また要保護児童対策地域協議会調整機関間での引き継ぎなどについても、在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの実効性が発揮されると期待されるため、検証する必要がある。

4. 要保護児童対策地域協議会機能を高めるための研修：情報共有強化についての具体的な場面としての個別ケース検討会議や研修のありかた

死亡事例報告においては、子どもの安全のためにかかわる機関間で情報共有のうえ協議し支援方針をたてる場である個別ケース検討会議が開催されなかったとする例は毎年みられる。

要保護児童対策地域協議会に関する調査結果では、調整機関担当者の経験が少ないほど、個別ケース検討会議開催を提案・協議をすることは少なく、同時に専門性が低いほど、個別ケース検討会議を開くことができていない¹⁷⁾。表2のように個別ケース検討会議において、情報を共有し、何が課題になっているのか、つまりアセスメントから支援方針を導きだせるのだが、実際には、アセスメントから支援についての重要性が上げられることは少ない¹⁸⁾。ソーシャルワークの方法論も研修では重要であるが、今後さらに、多機関間が共同でアセスメントや支援計画をたてる力をつける必要があり、アセスメントの枠組みである在宅支援共通アセスメント・プランニングシート利用についても研修の確保が求められる。札幌市は独自で研修を確保し、その効果結果

についても検討会議を開催している¹⁹⁾。また市や県により研修を実施しているところもあるが、関心が低い場合にはなされない結果となる。真の意味での情報共有の強化を目指すためには、要保護児童対策地域協議会において、アセスメントから支援計画までの効果的な支援につながる研修を保障することが急務となる。

表 2. 重症・死亡事例における要対協、アセスメントの課題に関する一覧

28年～29年発生 子どもの虹情報センターでの自治体検証報告から抜粋			
自治体	検討対象件数	死亡及び重症事例年齢	要対協、アセスメント関連での記載抜粋
茨城	1	0歳	要対協でのアセスメント不足
岡山	1	40日目	連携、共通シートの必要性
埼玉	2	1歳、0歳	進行管理がない、家族全体のアセスメント
静岡	1	1歳9か月	アセスメントツールの必要性
兵庫	2	1歳5か月、1歳1か月	要対協の強化個別ケース検討会議、転居での引き継ぎ
大津	1	1歳7か月	アセスメントツールの必要性
横浜	1	1歳3か月	個別ケース検討会議有効活用
秋田	1	小学4年	要対協との連携なし
仙台	1	10, 3	要対協活動には触れられていない(心中による虐待事例)
長野	2	共に出産直後(0日)	機関連携
吹田	1	1か月	要対協におけるアセスメントの必要性
東京都	2	5か月、1歳	アセスメントのための個別ケース検討会議

(2018年8月29日著者作成)

IV. 今後に向けて

子どもの虐待予防で関係する機関は多い。児童相談所のみならず、保健、医療機関、保育所、学校、生活保護や障害福祉など直接関わる機関が多いことをふまえ、機関連携強化のためには、情報の共有化が強調されている。情報について ICT システムによる試みなどが進められようとしているが、まずは情報共有はアセスメントから支援のためのものであることを関係機関に周知すべきである。

要保護児童対策地域協議会の機関連携が支援のためであることを理解するためにも、多機関多職種での研修は必須である。また、要保護児童対策地域協議会が機能するためには、相談体制及び調整担当者の日頃の地域の機関との交流、活動での信頼関係構築が必須である。よって、相談や調整担当には、技量を持ち、経験のある職員配置と人員確保の保障がなければ、在宅支援として地域に貢献していくことができなくなるのではないかと危惧するものである。

資料；平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局長発各市町村へ提出された{子発720}。下線は著者

平成30年7月20日 児童虐待予防のための緊急総合支援策

1. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引き継ぎルールのみなおしをする。

- ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果をケースに関する資料とともに、移管先に伝えること
 - ②緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問をする。児童相談所移管先の要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に出席するなどの方法により、対面により引き継ぎを行うこと
 - ③移管元の児童相談所は、引き継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること、また移管先の児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所がおこなっていた援助方針を継続すること
2. 虐待の早期発見・早期対応
在宅支援サービスの充実、研修の充実
 3. 児童相談所間、自治体間の情報共有の徹底
市町村が支援を行っている家庭が他の自治体に転居した場合において、自治体間の危機感の認識の差をなくするため、移管先市町村の支援方針の継続、必要に応じて児童相談所の同席のもとでの引き継ぎ、38時間以内に安全確認できなかった場合の児童相談所送致
 4. 関係機関間の連携強化
児童相談所と警察の連携の強化
学校、保育所等の市町村、児童相談所等との連携の促進
要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
要保護児童対策地域協議会の関係機関による効率的な情報共有をすすめるための ICT を活用したシステム整備を促進する
協同面接の適切な実施と情報共有の推進
医療を必要とする子どもの保護の体制強化
医療機関における児童虐待対応の整備
生活困窮家庭やひとり親家庭に対する支援との緊密な連携 以下省略

引用文献・資料

- 1) 川崎二三彦、増沢高編：『日本の児童虐待重大事件 2000～2010』（福村出版、2014）80-106.
ストックホルム症候群は「精神医学用語の一つ。誘拐や監禁などにより拘束下にある被害者が、加害者と時間や場所を共有することによって、加害者に好意や共感、さらには信頼や結束の感情まで抱くようになる現象。」日本大百科辞書。
- 2) 平成13年度児童環境づくり等調査研究事業（主任加藤曜子）市町村児童虐待防止ネットワーク調査報告書—子育て支援を目的とする地域ネットワーク実態調査 2012年
- 3) 社会保障審議会 子ども虐待による事例等の検証結果等について 第1～13次報告
- 4) 光田信明：「1 か月を迎えられない子どもたちの問題虐待の産科的背景」、『子どもの虐待とネグレクト

- ト』.Vol.15,N0.1 (2013) 24-30.
- 5) 奈良県：「奈良県児童対策検討会検討結果調査」平成 23 年 6 月,子どもを虐待から守る審議会において毎年アクションプランを提出している。
 - 6) 峯本康治：大阪府要対協調整機関研修資料（平成 28 年）
 - 7) 平成 27 年度から始まった第 2 次すこやか 21 の重点課題②の指標には要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種（産婦人科医又は看護師や助産師）が参画している市区町村の割合が指標に設定されている。
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s2.pdf>
 - 8) 平成 19 年度児童関連サービス調査研究事業報告書（加藤曜子）「地域における子どもの生活を守るための要保護児童対策地域協議会の在り方に関する調査研究平成 20 年 3 月、平成 23-25 年厚労科研分担研究『地域における虐待事例の重症度化子防介入モデル研究』『要保護児童対策地域協議会全国市区町村悉皆調査—調整機関・実務者会議・研修の在り方』2013.6,p.65
 - 9) 特定妊婦についての学校や医療機関の情報提供は、すでに実施されていたものの強化のために出された。
 - 10) 都道府県による社会的養育推進計画（2017）の策定（子発 0706 第 1 号）では市区町村子ども家庭総合支援拠点の構築等に向けた都道府県の取り組みについて進められる。
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000.../0000182464_2.pdf
 - 11) 女児死亡については、2018 年 6 月には児童虐待防止全国ネットワーク、児童虐待防止協会などが提言をだした。www.orangeribbon.jp/info/npo/2018/06/post-287.php
 - 12) 緊急総合支援策については別添資料を参照。
 - 13) 2016 年日本子ども虐待防止学会大阪大会のシンポジウム「法改正における市町村の支援役割を考える」において笹井康治により児童相談所との協働について報告された。『子どもの虐待とネグレクト』Vol.19,N0.2 (2017) 193-199.
 - 14) 共通リスクアセスメントについては 1997. 3 月に通知として提出されている。
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000.../0000161641.pdf>
 - 15) 学校法人中内学園流通科学大学（研究代表 加藤曜子）「児童相談所と市町村の共通アセスメント作成に関する調査研究—在宅支援共通アセスメント・プランニングシート作成—」平成 29 年度子ども子育て推進研究事業報告書、2018.3
 - 16) 2018 年 7 月 20 日日本経済新聞「虐待防止、政府が緊急対策」厚生労働省社会保障審議会においても検証委員会が開催されると報じている。
 - 17) 学校法人中内学園流通科学大学（研究代表 加藤曜子）「要保護児童対策地域協議会の機能強化—実務者会議を中心に是全国市区町村調査及びヒヤリング 14 例からの発信—」平成 26 年度児童福祉研究事業報告書 2015.3
 - 18) 子どもの虹情報センターホームページ掲載の自治体が報告した虐待死亡事例検証報告を、平成 29 年、平成 30 年についてリスト化し、その報告の要保護児童対策地域協議会関連の内容を整理した。1 か所は要保護児童対策地域協議会には触れていないが、いずれも関係する機関間のアセスメント不足、ツールの必要性などが挙がっている。
 - 19) 札幌市（2017）第 2 次札幌市児童相談体制強化プラン参照。